

別表－4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ラ ン ク	船 船 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考
		就業 8 時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業 9 時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業 10 時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業 11 時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		
		船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ラ ン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考
		就業 16 時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業 18 時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業 20 時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業 22 時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		
		船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	船 団 長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.34	1.46	1.46	1.59	1.60	
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.44	1.56	1.56	1.69	1.70	
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.59	1.71	1.71	1.84	1.85	
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.74	1.86	1.86	1.99	2.00	
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.84	1.96	1.96	2.09	2.10	
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.94	2.06	2.06	2.19	2.20	
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.09	2.21	2.21	2.34	2.35	
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.29	2.41	2.41	2.54	2.55	
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.54	2.66	2.66	2.79	2.80	

- 注) 1 別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H [超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、令和2年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。
- 2 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。
- 3 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、
 β : 時間外手当及び深夜手当を考慮した船員供用係数
 β_0 : 就業8時間の場合の船員供用係数
 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。